

## 報告第1号 音更町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例案

### 1 制定の理由

介護保険法の改正に伴い、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定めるために条例を制定しようとするものである。

### 2 介護保険法の改正

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第37号）」が平成23年5月2日に、「介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成23年法律第72号）」が平成23年6月22日に公布され、介護保険法が改正された。

これまで法令で定められていた指定地域密着型サービス事業の運営基準等については、市町村の条例で定めることとされた。

上記による介護保険法の改正に係る施行期日は、平成24年4月1日であるが、1年間（平成24年4月1日から平成25年3月31日まで）の経過措置が設けられている。

### 3 制定の内容

事項及び関係章	制定の内容（国の基準との比較は、別紙参照）
総則 〈第1章関係〉	○趣旨（第1条） ○定義（第2条） ○指定地域密着型サービス事業者の資格（第3条） ○指定地域密着型サービスの事業の一般原則（第4条）
定期巡回・随時対応型訪問介護看護 〈第2章関係〉	○基本方針等（第5条・第6条） ○人員に関する基準（第7条・第8条） ○設備に関する基準（第9条） ○運営に関する基準（第10条―第43条） ○連携型指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の人員及び運営に関する基準の特例（第44条・第45条）
夜間対応型訪問介護 〈第3章〉	○基本方針等（第46条・第47条） ○人員に関する基準（第48条・第49条） ○設備に関する基準（第50条） ○運営に関する基準（第51条―第60条）
認知症対応型通所介護 〈第4章〉	○基本方針（第61条） ○人員及び設備に関する基準 ・単独型指定認知症対応型通所介護及び併設型指定認知症対応型通所介護（第62条―第64条） ・共用型指定認知症対応型通所介護（第65条―第67条） ○運営に関する基準（第68条―第81条）
小規模多機能型居宅介護 〈第5章〉	○基本方針（第82条） ○人員に関する基準（第83条―第85条） ○設備に関する基準（第86条・第87条） ○運営に関する基準（第88条―第109条）
認知症対応型共同生活介護 〈第6章〉	○基本方針（第110条） ○人員に関する基準（第111条―第113条） ○設備に関する基準（第114条） ○運営に関する基準（第115条―第129条）
地域密着型特定施設入居者生活介護 〈第7章〉	○基本方針（第130条） ○人員に関する基準（第131条・第132条） ○設備に関する基準（第133条） ○運営に関する基準（第134条―第150条）
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	○基本方針（第151条） ○人員に関する基準（第152条） ○設備に関する基準（第153条・第154条）

〈第8章〉	○運営に関する基準（第155条－第179条） ○ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の基本方針並びに設備及び運営に関する基準 ・趣旨及び基本方針（第180条・第181条） ・設備に関する基準（第182条） ・運営に関する基準（第183条－第191条）
複合型サービス 〈第9章〉	○基本方針（第192条） ○人員に関する基準（第193条－第195条） ○設備に関する基準（第196条・第197条） ○運営に関する基準（第198条－第204条）
補則 〈第10章〉	○委任（第205条）

#### 4 条例制定の基準

町が条例で基準を定める際には、介護保険法に基づく厚生労働省令に定めるところにより、以下の基準に基づき定めることとされている。

従うべき基準	<p>条例の内容を直接的に拘束し、必ず適合しなければならない基準であり、当該基準に従う範囲内で地域の実情に応じた内容を定めることは許されるものの、異なる内容を定めることは許されないもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・従業者に係る基準及び員数</li> <li>・居室等の床面積</li> <li>・利用定員（小規模多機能型居宅介護、認知症対応型通所介護）</li> <li>・運営に関する事項であって、利用（入所）する要介護者のサービスの適切な利用、適切な処遇及び安全の確保並びに秘密の保持等に密接に関連するものとして省令で定めるもの</li> </ul>				
	<table border="1"> <tr> <td>各サービスに共通的なもの</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・内容・手続の説明・同意</li> <li>・提供拒否の禁止</li> <li>・秘密保持等</li> <li>・事故発生時の対応</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>個別のサービスに該当するもの</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・同居家族に対するサービス提供の禁止（定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護）</li> <li>・身体拘束等の禁止等（小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、複合型サービス）</li> <li>・利用者の負担で従業者以外の者による介護の禁止（小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、複合型サービス）</li> <li>・入院期間中の取扱い（地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護）</li> </ul> </td> </tr> </table>	各サービスに共通的なもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>・内容・手続の説明・同意</li> <li>・提供拒否の禁止</li> <li>・秘密保持等</li> <li>・事故発生時の対応</li> </ul>	個別のサービスに該当するもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>・同居家族に対するサービス提供の禁止（定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護）</li> <li>・身体拘束等の禁止等（小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、複合型サービス）</li> <li>・利用者の負担で従業者以外の者による介護の禁止（小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、複合型サービス）</li> <li>・入院期間中の取扱い（地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護）</li> </ul>
各サービスに共通的なもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>・内容・手続の説明・同意</li> <li>・提供拒否の禁止</li> <li>・秘密保持等</li> <li>・事故発生時の対応</li> </ul>				
個別のサービスに該当するもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>・同居家族に対するサービス提供の禁止（定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護）</li> <li>・身体拘束等の禁止等（小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、複合型サービス）</li> <li>・利用者の負担で従業者以外の者による介護の禁止（小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、複合型サービス）</li> <li>・入院期間中の取扱い（地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護）</li> </ul>				
標準とすべき基準	<p>「標準」を通常よるべき基準としつつ、合理的な理由がある範囲内で、地域の実情に応じた「標準」と異なる内容を定めることが許容されるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・利用定員（認知症対応型共同生活介護、複合型サービス）</li> </ul>				
参酌すべき基準	<p>地方公共団体が十分参酌した結果であれば、地域の実情に応じて、異なる内容を定めることが許容されるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・上記以外（苦情処理、非常災害対策等）</li> </ul>				

#### 5 施行期日等

##### (1) 施行期日

平成25年4月1日

##### (2) 経過措置

医療施設を転換すること等により指定地域密着型介護老人福祉施設を開設しようとする場合の設備基準の特例について、経過措置を設ける。